

(写)

環保第 1 6 2 1 号  
平成 2 5 年 7 月 8 日

大阪府環境審議会  
会長 奥野 武俊 様

大阪府知事 松井 一 郎



平成 2 5 年度公共用水域及び地下水の  
水質測定計画の変更について (諮問)

水質汚濁防止法 (昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号) 第 1 6 条第 1 項の規定に基づき作成した「平成 2 5 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」の一部を別添案のとおり変更することについて、同法第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

大阪府域の公共用水域及び地下水の測定地点、測定項目、測定方法などを定めた水質測定計画については、水質汚濁防止法の規定に基づき、毎年、大阪府環境審議会で審議のうえ、大阪府が作成しています。

平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画については、知事の諮問により、平成 25 年 2 月 4 日に環境審議会水質測定計画部会で審議を行い、同日付けで答申をいただき、策定したところです。

しかしながら、その後、公共用水域の測定地点の一つである「西日本旅客鉄道(株)赤川鉄橋」については、本年10月以降は水質測定ができなくなることから、測定地点を変更することが必要となりました。

このため、水質汚濁防止法第21条第1項の規定に基づき、計画の変更について貴審議会の意見を求めるものです。

※ 平成 25 年 3 月の大阪府環境審議会条例改正に伴い、水質測定計画の審議・調査は水質部会が引き継いで行うこととなっている。